

標 題：

パナマにおける MARPOL 73/78

Annex I 発効に関する件

NK テクニカル インフォメーション

No. 33

昭和60年4月1日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、パナマにおいては、1985年5月20日に MARPOL 73/78の附属書 I が発効します。

これにより、同国籍の 150GT以上の油タンカー及び 400GT以上の油タンカー以外の船舶であって国際航海に従事するものに対しては、同日までに同附属書の要件に適合し、国際油汚染防止証書 (IOPP証書) を受有することが要求されますので、各位におかれましては、該当の船舶について必要な措置をお取りになった上で弊会の検査をお受けになるよう御案内申し上げます。

なお、既に上記附属書で要求される初期検査に相当する検査を受け、適合証書NOPP又はKOPPを受有している船舶には、各々、下記の特別措置が適用されますので御了知下さい。

本件に関し、御不明の点がありましたら弊会技師長室までお問い合わせ下さい。

敬 具

記

1. NOPPを有する船舶の初期検査は、1985年5月20日以降初めての SOLASの安全構造検査が行われる時まで猶予されます。

(NOPPは初期検査完了後 IOPP に切替えられますが、この時まで NOPP は IOPP と同等とみなされます。)

2. NOPP又は KOPP を有する船舶の初期検査の程度は、同証書の有効性を維持するための検査 (MAS あるいは IS 相当の検査) の実施状況に応じて軽減されます。

以 上